

新会計ルールの重要ポイント

**Q.14** 「中小会計要領」の重要ポイントを教えてください。

**A.14** 重要ポイントを以下の表にまとめてみました。吹き出し部分は特に重要です。

項目	内容
1. 収益、費用の基本的な会計処理 (Q 11 参照)	①収益は、原則として実現主義により計上します。 ②費用は、原則として発生主義により計上します。 ③収益と費用の対応により期間損益を計算します。 ④収益と費用の記載は、原則として総額主義により計上します。
2. 資産、負債の会計処理 (Q 11 参照)	①資産は、原則として取得価額で計上します。 ②負債は、原則として債務額で計上します。
3. 金銭債権及び金銭債務 (Q 11 参照)	①金銭債権は、原則として取得価額で計上します。 ②金銭債権は、原則として債務額で計上します。 ③受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、注記します。
4. 貸倒損失、貸倒引当金 (Q 13 参照)	①倒産などに伴い、法的に債券が消滅したときは、貸倒損失として計上します。 ②回収不能な債権については、その金額を貸倒損失として計上します。 ③回収不能のおそれのある債権については、その金額を貸倒引当金として計上します。 法人税法で定める法定繰入率を容認
5. 有価証券 (Q 11 参照)	①有価証券は、原則として取得原価で計上します。 ②法人税法上の売買目的有価証券を保有する場合は、時価で計上します。 ③時価が取得原価よりも著しく下落し、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上します。 回復の見込みは経営者が判断
6. 棚卸資産	①棚卸資産は、原則として取得原価で計上します。 ②棚卸資産の評価基準は、原価法または低価法によります。 ③棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等によります。 ④時価が取得原価よりも著しく下落し、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上します。 最終仕入原価法を容認 回復の見込みは経営者が判断
7. 経過勘定	①前払費用及び前受収益は、当期の損益計算から除去します。 ②未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映します。

項目	内容
<b>8. 固定資産</b> (Q 12 参照)	①固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類します。 ②固定資産は、原則として、取得原価で計上します。 ③有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、 <span style="float: right;">Q12参照</span> 相当の減価償却を実施します。 ④無形固定資産は、原則として、定額法により、相当の減価償却を実施します。 ⑤固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間など、適切な利用期間とします。 ⑥災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、評価損を計上します。
<b>9. 繰延資産</b> 法人税法固有の繰延資産は「長期前払費用」	①創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権付発行費は、費用処理または繰延資産として資産計上します。 ②繰延資産は、その効果の及ぶ期間にわたって償却します。
<b>10. リース取引</b>	①リース取引の借手は、賃貸借取引または売買取引に係る方法に準じて会計処理を行います。 <span style="float: right;">賃貸借取引の「未經過リース料」は注記が望ましい</span>
<b>11. 引当金</b> (Q 13 参照)	①以下に該当する引当金は、貸借対照表の負債または資産の部に記載します。 ・将来の特定の費用または損失であること ・発生は当期以前に事象に起因すること ・発生の可能性が高いこと ・金額を合理的に見積もることができること ②賞与引当金は翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上します。 ③退職給与引当金は退職一時金制度を採用している場合には、当期末の退職給与に係る自己都合要支給額を基に計上します。 ④退職給付に係る拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合には、毎期の掛金を費用処理します。
<b>12. 外貨建取引等</b>	①外貨建取引は、取引発生時の為替相場による円換算額で計上します。 ②外貨建金銭債権債務は、取得時または決算時の為替相場による円換算額で計上します。 <span style="float: right;">「取得時レート」の選択も可能</span>
<b>13. 純資産</b>	①純資産は、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額になります。 ②株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成します。
<b>14. 注記</b>	①会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記します。 ②「中小会計要領」に拠って計算書類を作成した場合は、「その旨」を記載します。

参考文献：甲南大学大学院教授（現・甲南大学会計大学院長）河崎照行、日本商工会議所部長 荒井恒一「新しい中小企業会計をめぐる動向」TKC新月プログラム資料（2011年10月14日）